

別表1

減免基準

	内 容	免除割合
1	市又は市の執行機関が主催する事業のために利用するとき	全額免除
4	国又は他の地方公共団体が公用のために利用するとき	5割免除
5	上記のほか、市長が特に必要があると認めるとき	市長が別に定める額